

ふくしまの復興・再生に関する要求書

【平成30年8月】



福島県町村議会議長会
会長 村上昭正

ふくしまの復興・再生に関する要求

本県に未曾有の被害をもたらした東京電力福島第一原子力発電所事故から間もなく 7 年半が過ぎるが、これまで我々町村議会は、住民の安全・安心の確保、そして早期復興に全力を傾注してきた。

昨年には、避難指示区域の大部分で解除され、また、今春には、解除区域で小・中学校が再開されるなど、着実に復興が進んでいる一方で、現在も多くの県民が避難生活を続けており、また、本県農業や観光業は、関係者の不断の努力によって一定の回復を見せているものの、事故以前の水準までには回復しておらず、本県に対する風評はいまだ根強い。

さらに、本県が復興を果たすうえで前提となる東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策も着実に進捗しているが、世界が注視する燃料デブリの取り出しや増え続けるトリチウム汚染水の処分方法の確立といった困難な課題を抱え、決して予断を許す状況にはなく、本県の復興はまだまだ道半ばであると言える。

よって、東京電力は、事故原因者としての責任を果たし、本県が一日も早く真の復興・再生を果たせるよう、次の事項について強く要求する。

1. 福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組みの安全確保

- (1) 汚染水問題を含む廃炉に向けた取組みについては、「中長期ロードマップ」等に基づき、世界の英知を結集させ、総力を挙げて取組み、そして確実に結果を出すこと。
- (2) 汚染水漏えいなどのトラブル防止に向け、また、今後行われる使用済燃料や燃料デブリの取り出しなどリスクの高い作業に向け、設備の信頼性の向上、現場におけるリスク管理の徹底、各対策の重層化を図ること。
- (3) 今後の廃炉作業を担う作業員や現場を管理できる人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業環境のさらなる改善や労働災害の防止対策の実施など、作業員が安定的に、安心して働くことのできる労働環境を整備すること。

- (4) 廃炉作業従事者等の宿舍整備にあたっては、地元の意向を踏まえた、計画的な整備を行うこと。
- (5) 情報公開の徹底や迅速な通報・連絡はもとより、廃炉に向けた取組みの進捗状況や今後の取組みを県民は勿論のこと、国内外に分かりやすく、正確に情報発信し、風評払拭・不安の解消に努めること。
- (6) 使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、国及び東京電力の責任で、その処理・処分方法を検討・決定し、県外において適切に処分すること。
- (7) トリチウムを含む処理水の処分にあっては、今も原発事故によって苦難が続く本県漁業関係者をはじめ、県民の理解が得られる処分方法を早急に構築すること。

2. 福島第二原子力発電所の廃炉

県内全原発全基廃炉は、福島県民の強い願いであることから、東京電力第二原子力発電所の全基廃炉に向けた行程表を早急に示し、実行すること。

3. 損害賠償等

- (1) 賠償にあたっては、本県の実情や被害者の声をしっかりと把握したうえで、誠意をもって迅速に賠償を行うとともに、「総合特別事業計画」に掲げられた「3つの誓い」について、賠償に携わる全ての者に徹底・厳守させること。
- (2) 被害者の生活や事業の再建につなげるため、被災地の実情に応じた「指針」の適時・的確な見直しを行うことはもとより、個別具体的な事情への対応を含め、被害の実態に見合った的確かつ迅速な賠償すること。

- (3) 賠償請求未了者への請求手続きの周知や相談等への丁寧な対応を徹底すること。
- (4) 避難指示区域内の商工業等に係る営業損害の一括賠償については、個別具体的な事情による損害についても誠意を持って対応するとともに、事業の再建に向けた帰還、移転等に伴う追加的費用についても確実に賠償すること。
- (5) 避難指示区域外の営業損害の一括賠償については、定性的要因を積極的に採用するなど、原子力災害との因果関係の確認を簡易な方法で柔軟に対応するとともに、個別具体的な事情による損害についても誠意をもって対応すること。
- (6) 避難指示区域内の農林業に係る営業損害に対する賠償については、被害者が一日も早く生活や事業の再建を果たせるよう、一括賠償を確実に迅速に行うこと。
- また、平成31年1月以降の避難指示区域外の賠償にあたっては、損害がある限り十分な賠償を確実に継続するとともに、今後の具体的検討においては、農林業者や関係団体の意見を十分に踏まえ、柔軟に対応すること。
- (7) 避難指示解除後の賠償が継続する「相当期間」については、避難指示解除後の現状をしっかりと把握したうえで、それぞれの地域の特別な状況や個別具体的な事案に応じて対応し、生活や事業の再開のための必要な期間を確実に確保すること。
- (8) 「原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）」が提示した「総括基準」や「和解仲介案」については、積極的に受け入れ、迅速に賠償すること。

(9) 地方公共団体の財物に関する損害について、速やかに賠償すること。

また、住民の安全・安心を守るため、地方公共団体が行っている様々な検査等に要する費用や地域の復興のために実施している風評被害対策などの事業に要する費用等は、政府指示の有無にかかわらず事故との因果関係が明らかであることから、最後まで確実に賠償すること。